野村證券株式会社とノムラ　インターナショナル　ピーエルシー（NOMURA　INTERNATIONAL　PLC）他1者が霞ヶ関キャピタル株式会社＜3498＞株式の変更報告書を提出（保有減少）

東証プライムの霞ヶ関キャピタル株式会社＜3498＞について、野村證券株式会社他2者（後述）が2026年11月6日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

保有者3者

・野村證券株式会社

・ノムラ　インターナショナル　ピーエルシー（NOMURA　INTERNATIONAL　PLC）

・野村アセットマネジメント株式会社

提出理由は「・株券等保有割合の１％以上の減少」によるもの。

報告書によると、野村證券株式会社他2者の霞ヶ関キャピタル株式会社株式保有比率は、3.69%と1.32%減少した。

報告義務発生日は、2026年10月30日。